

都道府県臨床(衛生)検査技師会

会長 各位

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会

代表理事会長 宮島 喜文

(公印省略)

現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について

謹啓、貴会においては、益々ご清祥のことと存じます。

平素は、当会の事業活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革のため、医療関係職種の業務範囲を見直しタスク・シフト/シェアを推進することで、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等のため、各関係職種の身分法等を改正する「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が先の通常国会において可決成立したことから、改正内容について、本職通知(3日臨技発第158号令和3年7月12日)したところであります。

今般、厚生労働省の「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」における議論を踏まえ、現行制度下で医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト/シェアが可能な業務の具体例やタスク・シフト/シェアを推進するに当たっての留意点等について、「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」厚生労働省医政局長通知(医政発0930第16号、令和3年9月30日)都道府県知事宛通知した旨の通知があったので、お知らせします。臨床検査技師については、14項目が現行制度下において実施可能とされましたのでご承知いただき、会員各位に周知されるとともに、臨床現場において、積極的に関与されるようお願いいたします。

なお、14項目のうち、特に、臨床現場での実施が多い項目については、Webシステムを活用する等して、会員のスキル向上のための研修の確保を図る予定でございますので、ご承知ください。

以上

【照会先】

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

専務理事 深澤恵治 事務局 篠崎隆男

メール [jamt@jamt.or.jp](mailto:jamt@jamt.or.jp)